

審査基準整理票

処分名	公人屋敷の指定管理予定者の選定		
根拠法令名	大津市公人屋敷の設置及び管理に関する条例 (平成17年条例第36号)	(条項) 第6条	
基準法令名	大津市公人屋敷の設置及び管理に関する条例 (平成17年条例第36号)	(条項) 第7条	
所管部署	産業観光部 観光振興課 観光施設グループ		
標準処理期間	120日	法定処理期間	— 日
【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載			
公人屋敷の指定管理予定者の選定は、大津市公人屋敷の設置及び管理に関する条例第7条各号に掲げる指定の基準を基準とする。			

【根拠法令】

大津市公人屋敷の設置及び管理に関する条例

(指定管理者による管理)

第6条 公人屋敷の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

【基準法例】

大津市公人屋敷の設置及び管理に関する条例

(指定管理者の指定の基準)

第7条 指定管理者の指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公人屋敷の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) 公人屋敷の設置の目的に照らしてその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。
- (3) 公人屋敷の管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。